



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月8日(金) 第10157号

目次

| | ページ |
|--|-----|
| 規 則 | |
| ○群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則(建築課) | 2 |
| ○群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(同) | 4 |
| 告 示 | |
| ○免税軽油使用者証の無効(税務課) | 7 |
| ○家畜伝染病発生報告(畜産課) | 7 |
| ○土地収用法の規定による事業認定(監理課) | 7 |
| ○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞(住宅政策課) | 9 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区役員の就任の届出(農村整備課) | 10 |
| 落 札 | |
| ○落札者等の決定(沼田土木事務所) | 10 |
| ○同 | 11 |
| ○同(中之条土木事務所) | 11 |
| ○同(病院局経営戦略課) | 12 |
| ○同(心臓血管センター) | 12 |

■ 規則

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月八日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第六十一号

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（平成二十三年群馬県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「請求しよう」を「行うことを請求しよう」に改める。

第四条を次のように改める。

（意見の聴取の通知及び公告）

第四条 知事は、意見の聴取を行うときは、法第九条第五項に規定する事項のほか、必要な事項を意見の聴取開催通知書（別記様式第三号）により通知するとともに、これを公告しなければならない。

2 前項の規定による公告は、群馬県報に掲載して行うものとする。ただし、法第九条第八項において準用する同条第四項の規定による意見の聴取の場合は、この限りでない。

第七条の見出し及び同条中「請求者等」を「請求者」に改める。

第九条第一項中「請求者等」を「請求者又はその代理人（以下「請求者等」という。）」に改める。

第十条第一項中「意見の聴取の期日延期願」を「意見の聴取の期日延期申出書」に、「申し出ることができる」を「申し出なければならない」に改める。

第十一条の見出し中「意見の聴取」を「意見の聴取等」に改め、同条第一項中「口述」を「口述審問」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、主宰者が必要と認めるときは、意見の聴取は、口述審問以外の方法によることができる。

3 前二項の規定は、第八条第一項に規定する職員等又は第九条第一項の証人による陳述について準用する。

第十五条の見出し中「公告及び通知」を「通知及び公告」に改め、同条第一項中「その期日の三日前までに公聴会の期日、場所その他」を「法第四十六条第二項又は第四十八条第十七項に規定する事項のほか、」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十九条の次に次の一条を加える。

（公述の申出の省略等）

第十九条の二 法第四十八条第一項から第十四項までのただし書（法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）に規定する許可をする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前二条の規定は、適用しない。

- 一 利害関係者等が当該許可を受けようとする者のみであるとき。
 - 二 全ての利害関係者等が当該許可に反対していないとき。
 - 三 前二号に準ずるとき。
- 第二十条中「第五条、第六条」の下に「、第八条」を加える。
- 別記様式第六号を次のように改める。

別記様式第6号（規格A4）（第10条関係）

| | |
|--|-------|
| 年 月 日 | |
| 群馬県知事 あて | |
| 申出者 住 所 氏 名 電話番号 | |
| 意見の聴取の期日延期申出書 | |
| 群馬県建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則第10条第1項の規定により、意見の聴取の期日を延期するよう申し出ます。 | |
| 1 請求者の住所及び氏名 | 電話番号 |
| 2 代理人の住所及び氏名 | 電話番号 |
| 3 意見の聴取予定年月日 (延期前) | 年 月 日 |
| 4 理由 | |
| 5 意見の聴取の期日の延期に関する要望等 | |

附則
この規則は、公布の日から施行する。

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第六十二号

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成八年群馬県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十七条第五項」の下に「（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第十七条第六項」の下に「（法第十八条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「規定による通知」を「確認済証及び同条第十四項の通知書」に改める。

第三条中「二部」の下に「（同条第四項の規定による申出が行われた場合にあつては、三部）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の取下げ届の提出があつたときは、建築主事又は建築副主事にそのうち一部を送付するものとする。

第四条中「二部」を削り、「添えて、」の下に「二部（法第十七条第四項の規定による申出が行われた場合にあつては、三部）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の建築等取りやめ届の提出があつたときについて準用する。

第五条第一項中「三部」を削り、「を」を「（同条第二項において準用する法第十七条第四項の規定による申出が行われた場合にあつては、当該変更に係る図書及び建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の申請書）を添えて、二部（法第十八条第二項において準用する法第十七条第四項の規定による申出が行われた場合にあつては、三部）」に改め、同条第三項を削る。

第六条中「添えて、」の下に「二部」を加え、同条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請について認定したときは、エレベーター認定通知書（別記様式第六号の二）に前項のエレベーター認定申請書を添えて、当該申請をした者に通知するものとする。

別記様式第一号中「建築主事」の次に「又は建築副主事」や、「第17条第4項」の次に「（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第5項」を「同法第17条第5項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）」に改める。

別記様式第二号中「建築主事」の次に「又は建築副主事」や、「第17条第6項」の次に「（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）」や、「第18条第3項」の次に「及び第14項」を加える。
別記様式第六号の次に次の様式を加える。

別記様式第6号の2(規格A4)(第6条関係)

エレベーター認定通知書

第 号
年 月 日

(認定申請者) 様

群馬県知事 印

年 月 日付けで提出のあった下記の計画は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

1 既存の特定建築物の位置(所在地)

2 既存の特定建築物の概要

- ①主要用途
- ②延べ面積
- ③その他の事項

3 エレベーターの概要

- ①エレベーターの種類
- ②積載荷重
- ③最大定員
- ④定格速度
- ⑤その他の事項

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第302号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一 太

| 業種 | 使用者証番号 | 有効期間 | 免税軽油使用者証を 交付した事務所 | 亡失年月日 |
|----|----------|---------------------------|----------------------|-----------|
| 農業 | 09-00059 | 令和4年4月5日から 令和6年3月31日まで | 太田行政県税事務所 | 令和4年5月30日 |

◎群馬県告示第303号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一 太

| 病名 | 畜種 | 患畜又は疑似 患畜の区分 | 発生頭数 | 発生年月日 | 発生場所 | 処置 |
|------|----|-----------------|------|-----------|------|-----|
| ヨーネ病 | 牛 | 患畜 | 1頭 | 令和5年11月9日 | 前橋市 | 法令殺 |

◎群馬県告示第304号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 みどり市
- 2 事業の種類 みどり市温泉施設整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 みどり市笠懸町鹿地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 みどり市保健福祉部社会福祉課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当するものである。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和4年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

平成9年に整備されたみどり市温泉施設かたくりの湯と昭和48年に整備されたみどり市大間々老人憩の家は、これまで多くの市民の健康増進及び交流の場として利用されてきた。

しかし、近年、施設の老朽化が目立つようになり、長期休業を伴う修繕工事を実施することが多くなっている。さらに、年々、施設利用の面からも不便な点が目立つようになり、その改善は現状の施設規模内で対応が難しくなりつつあり、施設の老朽化やユニバーサルデザイン化の必要性等、施設の安全性や快適性に関する課題が指摘されている。

本件事業は、このような課題を解決するため、「みどり市公共施設個別施設計画」において示された、施設配置や利用目的が重複する施設の集約化など効率的な施設のあり方の方向性に基づき、かたくりの湯と大間々老人憩の家の入浴施設機能を統合するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れ、源泉地付近へ移転新築するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例（平成11年群馬県条例第19号）第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響について、起業地は希少な野生動植物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

また、起業地は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合には、みどり市教育委員会と協議し、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、「第2次みどり市総合計画」（平成30年8月策定）に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した2案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在のかたくりの湯と大間々老人憩の家は施設の老朽化が目立つようになり、長期休業を伴う修繕工事を実施することが多くなっているため、本件事業を早期に施行する必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

◎群馬県告示第305号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一太

1 聴聞の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月19日(火) 午前10時
- (2) 場所 群馬県庁141会議室(14階)

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示

4 根拠規定 法第65条第1項

5 聴聞の対象者

- (1) 商号又は名称 株式会社福田不動産
- (2) 代表者氏名 福田 一良
- (3) 事務所所在地 群馬県前橋市大手町二丁目6番25号
- (4) 免許証番号 群馬県知事(16)第454号
- (5) 免許年月日 昭和42年7月3日
- (6) 有効期間 令和4年7月4日から令和9年7月3日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 茂木裕

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一 太

| 土地改良区名 | 理事 監事 の 別 | 区 分 | 役 員 氏 名 | 住 所 |
|--------|--------------------|-----|---------|-------------|
| 谷田川北部 | 監 事 | 新 任 | 野村定芳 | 館林市堀工町815番地 |

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和5年12月8日

群馬県沼田土木事務所長 木内 弘 二

1 落札に係る物品等の名称、予定数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

| | 物品等の名称 | 予定数量 | 落札者の名称 | 落札者の所在地 | 落札金額（税抜） |
|---|----------------------------------|------------------------|------------------|-------------------------------------|-------------|
| ア | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 500kg/袋） | 910,000kg （1,820 袋） | X Y Z 商事株 式会社 | 大阪府大阪市中央区 南船場4-9-12 朝日プラザ北107 | 25,000 円/袋 |
| イ | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 500kg/袋） | 620,000kg （1,240 袋） | X Y Z 商事株 式会社 | 大阪府大阪市中央区 南船場4-9-12 朝日プラザ北107 | 24,000 円/袋 |
| ウ | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 500kg/袋） | 440,000kg （880 袋） | X Y Z 商事株 式会社 | 大阪府大阪市中央区 南船場4-9-12 朝日プラザ北107 | 24,000 円/袋 |
| エ | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 25kg/袋） | 30,000kg （1,200 袋） | 鈴与マタイ株 式会社 | 長野県佐久市中込一 丁目10番地1 | 1,445 円/袋 |
| オ | 凍結防止剤 （塩化カルシウム水溶液 35%） | 60kl | 株式会社平野 商店 | 群馬県沼田市清水町 4311-1 | 49,800 円/kl |
| カ | 凍結防止剤 （塩化カルシウム水溶液 35%） | 20kl | 株式会社平野 商店 | 群馬県沼田市清水町 4311-1 | 49,800 円/kl |
| キ | 凍結防止剤（粒状） （塩化ナトリウム 500kg/袋） | 530,000kg （1,060 袋） | あかぎ園芸株 式会社 | 群馬県伊勢崎市香林 町2-939-1 | 15,790 円/袋 |
| ク | 凍結防止剤（粒状） （塩化ナトリウム 25kg/袋） | 2,000kg （80 袋） | 鈴与マタイ株 式会社 | 長野県佐久市中込一 丁目10番地1 | 1,200 円/袋 |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県沼田土木事務所 群馬県沼田市薄根町4412

3 落札者を決定した日 令和5年10月19日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 令和5年9月5日

6 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

令和5年12月8日

群馬県沼田土木事務所長 木内弘二

1 落札に係る物品等の名称、予定数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

| | 物品等の名称 | 予定数量 | 落札者の名称 | 落札者の所在地 | 落札金額（税抜） |
|---|----------|----------------|----------|-------------------|-----------------|
| ア | 白灯油JIS1号 | 30,000 リットル | 利根日石株式会社 | 群馬県沼田市上原町 1668 | 108.0円/ リットル |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県沼田土木事務所 群馬県沼田市薄根町4412

3 落札者を決定した日 令和5年10月19日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 令和5年9月5日

6 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

令和5年12月8日

群馬県中之条土木事務所長 小池尚樹

1 落札に係る物品等の名称、予定数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

| | 物品等の名称 | 予定数量 | 落札者の名称 | 落札者の所在地 | 落札金額（税抜） |
|---|----------------------------------|-----------------------|-----------|-------------------------------------|------------|
| ア | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 25kg/袋） | 12,000kg （480袋） | あかぎ園芸株式会社 | 群馬県伊勢崎市香林町 2-939-1 | 1,455円/袋 |
| イ | 凍結防止剤（粒状） （塩化ナトリウム 25kg/袋） | 2,000kg （80袋） | あかぎ園芸株式会社 | 群馬県伊勢崎市香林町 2-939-1 | 1,140円/袋 |
| ウ | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 500kg/袋） | 768,000kg （1,536袋） | XYZ商事株式会社 | 大阪府大阪市中央区 南船場4-9-12 朝日プラザ北107 | 26,990円/袋 |
| エ | 凍結防止剤球状（粒状） （塩化カルシウム 500kg/袋） | 345,000kg （690袋） | あかぎ園芸株式会社 | 群馬県伊勢崎市香林町 2-939-1 | 26,000円/袋 |
| オ | 凍結防止剤（粒状） （塩化ナトリウム 500kg/袋） | 60,000kg （120袋） | あかぎ園芸株式会社 | 群馬県伊勢崎市香林町 2-939-1 | 17,640円/袋 |
| カ | 凍結防止剤 （塩化カルシウム水溶液 35%） | 10kl | 株式会社平野商店 | 群馬県沼田市清水町 4311-1 | 49,800円/kl |

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県中之条土木事務所 群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町709-1

- 3 落札者を決定した日 令和5年10月19日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和5年9月5日
- 6 契約方法 単価契約

次のとおり落札者を決定した。

令和5年12月8日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 836,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ENEOSサンエナジー 東京都港区東新橋一丁目5番2号
- 5 落札金額 78,10円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札を公告した日 令和5年8月29日
- 8 契約方法 単価契約

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和5年12月8日

群馬県立心臓血管センター院長 内藤 滋 人

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 総合医療情報システム更新 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市亀泉町甲3番地12
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年11月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ソフトウェア・サービス 代表取締役 宮崎 勝
- 5 随意契約に係る契約金額 998,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
